

国立大学法人鹿屋体育大学役員会規則

〔平成16年4月1日〕
規則第3号
改正平成27年3月27日
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第20条第2項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学役員会（以下「役員会」という。）の構成及び運営その他必要な事項について定める。

(構成)

第2条 役員会は、学長及び理事で構成する。

(議決事項)

第3条 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法人が、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画（通則第28条第1項に規定する年度計画をいう。）に関する事項
- (2) 中期計画（通則第27条第1項に規定する中期計画をいう。）その他法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 内部統制に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

(運営)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 学長は、役員会を主宰する。
- 3 学長は、法人運営の基本事項に関しては、役員会の意見を聴取した上で決定する。
- 4 役員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 5 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、役員会が特に必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる。
- 7 役員会は、月1回の定例会の他、必要に応じて開催する。

(役員以外の出席)

第5条 事務局長（事務局長に事故があるときは、その代理者）は、役員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

- 2 議長が必要と認めたときは、役員以外の者を役員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 役員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営について必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 27規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。